

日立市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日立市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

介護保険法施行令の改正に伴い、第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率を定めるため、本条例を制定するものであります。

日立市介護保険条例の一部を改正する条例

日立市介護保険条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「30,900円」を「28,100円」に改め、同項第2号中「43,800円」を「42,300円」に改め、同項第3号中「46,300円」を「42,600円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 政令第38条第1項第10号に掲げる者 117,400円
- (11) 政令第38条第1項第11号に掲げる者 129,700円
- (12) 政令第38条第1項第12号に掲げる者 142,100円
- (13) 政令第38条第1項第13号に掲げる者 148,300円

第10条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,500円」を「17,600円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「30,900円」を「29,900円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「43,200円」を「42,300円」に改める。

第12条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第38条第1項第1号から第8号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第10条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。